押印を求める手続の見直し等のための愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令の一部を改正する省令案等の概要に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果

令和３年３月８日（月）から４月６日（火）までの間、「押印を求める手続の見直し等のための愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令の一部を改正する省令案等の概要」に関して御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

１．実施期間

令和３年３月８日（月）～４月６日（火）

２．意見提出者数

e-Gov（電子）	郵送	合計（意見提出者数）
2	0	2

※ 氏名、連絡先が未記載のものなど、意見募集要領の要件を満たさない意見は無効とした。

３．意見集計結果

意見及び理由	意見に対する回答
【意見１】 今回の改正の理由として「規制改革実施計画」を「踏まえ」としているが、「愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令」「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則」のうち職員の押印を無くすことについては、実施計画の対象になっていないので、廃止する理由が無い。即ち、計画の対象となっているのは「行政手続」「内部手続」とされている。 内閣府が公表している「地方公共団体における押印見直しマニュアル」の中で、国における見直しの基準や考え方が示されており、「行政手続」：住民や事業者から提出される申請等に押印を求めている行政手続「内部手続」：会計手続、人事手続その他（契約も含む）と整理されている。	本省令については、令和２年７月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和２年７月 17 日閣議決定）において、「各府省は、・・・原則として全ての見直し対象手続について、恒久的制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、農林水産省及び

身分証は、住民や事業者から提出されるものではないので行政手続ではない。また、任命という観点では内部手続きに関係するが、法令上の役割としては立入検査時に関係者に提示するもので内部手続ではない。（内部手続は「安定的・継続的な関係が認められる者同士で行われるもの」とマニュアルに記載）押印の見直しは「リモート社会の実現」のために「署名・対面・押印」を不要とするという目標の一環とも説明されている。書面の意義は、単にその精緻さや記載情報量のみならず、その書面の使用が予定されている場面からも考えるべきであり、見直しは「リモート社会」を目指すという社会的要請に沿った場面であるのかを考えるべきである。そう考えると「立入検査」はそもそも対面が前提の行政活動であり、方向性が異なっている。むしろ、社会の仕組みとしてみた時に現時点では対面であることに意義を置いている活動を見直し対象に掲げると、今回の押印見直しの意義自体が見えなくなってくる。 また、内閣官房行政改革推進本部事務局がまとめた「見直しに伴う各府庁共通課題への考え方」では、対外的に行う人事手続の書類への考え方（委嘱状など）として「責任者・担当者の氏名、連絡先、文書番号等を記載することにより、事業者の必要に応じ、電話又は電子メールでその書面に関する確認を行える」としているが、これも、「立入検査」という即時性・現場性が認められる行政活動で、立入検査を受けた時点にはそぐわない方法である。 以上、見直し方針の対象ではない、という観点から意見を述べたが、押印する場合の積極的意義についても触れる。これら身分証を有する者は、強制力を持つ行政調査権を行使する者であり、その立入りを拒否することは罰則の対象となる。犯罪捜査が裁判所の令状によることと比べて強い権限である。そのような強い権限の発動に際して、法令上の形式として予定されているのは身分証	環境省所管の省令において求めている押印を廃止するものであり、行政運営に係る手続の効率化等の観点から措置するものです。

の提示のみなのであるから、身分証の発行には慎重が期されなければならない。公印が押印されるということは、当該権限を行使する担当官ではなく、公印の管理者・管理担当者の確認を経て作成されることになる。そのような相互けん制をとることは内部統制の一環であり、権限の濫用防止に一定の効果がある。立入検査を受けた者は、その公印の印影を官報と照合して真正性を確認する訳ではなく、公印が押された内部手続きに対して信頼をし、即時性のある立入検査を受け入れるしかないのである。	
【意見２】 書面での押印（又は署名）の廃止には反対である。押印（印章を付す）・署名は、刑法等で特別な扱いになるものだが、これを伴う事は正当性・公正性の確保に有用なので、押印又は署名は必要と考える。（なお、記名のみの場合、詐称等の不正発生の可能性・蓋然性が増えるのは、行政一般で理解・認識すべきと考える。） 例外として電子手続での基準を満たした電子署名を用いての手続があるが、その様な代替の策が無い場合は、通常、従前と同様、押印又は署名を伴う形とされたい。 （でなければ、確実性について質的なデグレードの発生と判断されるものである。） （なお、正当性・公正性の質の劣化を発生させないなら、押印・署名箇所の減少や集約等は可と考える。） 国民としては事務で虚偽・不法が発生しない事を強く求めるが、そのための保護が法的及び物理的技術的（押印や署名の準備には物理的技術的な要素がある。また準備について未遂罪で扱われる部分や、鑑識対象と出来る部分があるので、押印・署名にはかなり明確に犯罪抑止効果がある。適切な代替策無き押印・署名の廃止は犯罪行為のハードルをかなり低くする。）になされるようにされたい。	

（なお、提示の閣議決定は刑法での押印・署名の効果の適切な検討・説明が不十分で代替手法の検討・制定もろくに無い拙速な内容のものと判断される。行政でも一般の民事でも、正当性の確保は重要だが、その確保のための考慮が欠けた当該決定は、結果として不法を増やす効果があるものであってその点で公共の福祉に反するものであるので、あまり重視しないのが適切と考えられるものである。必要な公正性が確保されるような手法があるようにされたい（押印又は署名を伴う事は、とりあえずそれなりに望ましい手法と考えられる。）（なお、概ねの場合に「真に必要」である事を述べる。重要性の大小を問わず、公正性確保のためには、押印・署名について、真に必要性が存在する（これは概ね絶対の事であり（代替の手法が設けられている場合は事態を多少異にするが）、完全に正しいはずである。）。）。） （なお、情報処理的な観点から言うと、正当性が信用出来ない処理は可用性が高くても事務で使えないものである。可用性の重視により正当性が毀損されないようにされたい。行政関係（それ以外もだが）の手続で正当性が欠けるのは、社会にとって痛すぎる程に痛いものである。）	